東京都宿泊税の変更について
(2027 年 4 月施行)

平素よりサンシャインシティプリンスホテルをご利用いただき、誠にありがとうございます。

東京都宿泊税条例の改定により、2027 年 4 月 1 日以降のご宿泊分から宿泊税が変更となります。
※宿泊契約日・支払日にかかわらず、2027 年 4 月 1 日以降の宿泊には新税率が適用されます。

■2027 年 3 月 31 日まで（現行）

宿泊料金(1 名さまにつき 1 泊)	宿泊税額（定額制）
￥10,000 未満	課税なし
￥10,000 以上～￥15,000 未満	￥100
￥15,000 円以上	￥200

■2027 年 4 月 1 日より（改定後）

宿泊料金(1 名さまにつき 1 泊)	宿泊税額（定率制）
￥13,000 未満	課税なし
￥13,000 以上	宿泊料金の 3%

【注意事項】
・宿泊税はチェックイン時にフロントでお支払いください。
・課税対象の宿泊料金は「素泊まり料金＋サービス料」（お食事代・消費税除く）となります。
・対象宿泊料金の￥100 未満の端数は切り捨てとなります。

※宿泊税の詳細、制度改正の内容につきましては、東京都主税局ホームページをご確認ください。
▼東京都主税局 宿泊税見直しについて
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/leisure/shuk/shuk_minaoshi

Prince Hotel
Sunshine City